

京都大学カウンセリングセンター規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学カウンセリングセンター規程 (平成16年達示第58号)</p> <p>(目的) 第1条 京都大学に、学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の相談及び苦情等に応じるため、カウンセリングセンターを置く。</p> <p>(業務) 第2条 カウンセリングセンターは、学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の助言等に関する次の各号に掲げる専門的業務を行う。</p> <p>(1) 個人相談、心理検査等 (2) グループ・カウンセリングその他の集団的技法による指導 (3) 発達上、心理上、修学上又は就労上困難な状況にある者及び危機的状況が予想される者の早期発見と予防 (4) 修学、進路等に関する情報の提供及びオリエンテーション (5) ハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員等からの相談等の対応 (6) 学生相談等に関する理論と実践についての調査研究</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、カウンセリングセンターは、ハラスメントの防止対策等に関する研究を行い、その研究成果に基づき、環境安全保健機構の行う業務の支援を行うとともに、<u>京都大学人権委員会ハラスメント専門委員会</u>に対し、ハラスメントの防止等に係る対応等について、助言等を行うものとする。</p> <p>3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、<u>京都大学人権委員会ハラスメント専門委員会</u>、本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第1項に定めるものをいう。）又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(目的) 第1条 (同 左)</p> <p>(業務) 第2条</p> <p>(1) (2) (3) } (同 左) (4) (5) (6)</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、カウンセリングセンターは、ハラスメントの防止対策等に関する研究を行い、その研究成果に基づき、環境安全保健機構の行う業務の支援を行うとともに、<u>人権担当の理事</u>（次項において「担当理事」という。）に対し、ハラスメントの防止等に係る対応等について、助言等を行うものとする。</p> <p>3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、<u>担当理事</u>、本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第1項に定めるものをいう。）又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における情報公開制度の実施に関する規程 (平成13年達示第7号)</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に基づく情報公開制度の国立大学法人京都大学における実施に関し、必要な事項について定める。</p>	<p>(趣旨) 第1条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第2条 この規程において「法人文書」とは、法第2条第2項に定めるものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>第2条の2 本学における情報公開制度の実施に関しては、法務担当の理事（以下「担当理事」という。）が総括する。 （中 略） <u>（情報公開・個人情報保護委員会）</u></p> <p>第10条 <u>担当理事は、開示決定等を行うに際しては、必要に応じて、京都大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。</u> （中 略） （開示実施手数料の減免）</p> <p>第21条 担当理事は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第17条又は第18条の規定による申出を行う際に、併せて所定の申請書に必要な書面を添付して提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申出によるもののほか、担当理事は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 <u>前3項の場合において、必要と認めるときは、担当理事は、委員会に意見を求めるものとする。</u></p> <p>5 担当理事は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、所定の様式により、申請者に通知するものとする。 （権限及び事務の専決）</p> <p>第22条 （略） （異議申立てに対する措置）</p> <p>第23条 <u>担当理事は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てが行われたときは、委員会に意見を求めるものとする。</u></p> <p>2 担当理事は、<u>法第18条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、異議申立人その他法第19条各号に掲げる者（次項において「異議申立人等」という。）に通知しなければならない。</u></p>	<p>第2条</p> <p>2</p> <p>第2条の2</p> <p>第10条 削除</p> <p>（開示実施手数料の減免）</p> <p>第21条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 担当理事は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、所定の様式により、申請者に通知するものとする。 （権限及び事務の専決）</p> <p>第22条 （同 左） （異議申立てに対する措置）</p> <p>第23条 担当理事は、<u>法第18条第1項の規定による異議申立てが行われ、同条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、異議申立人その他法第19条各号に掲げる者（次項において「異議申立人等」という。）に通知しなければならない。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 担当理事は、異議申立てに対する決定をしたときは、所定の様式により、異議申立人等に通知するものとする。 (移送された事案の取扱い)</p> <p>第24条 (略) (雑則)</p> <p>第25条 この規程に定めるもののほか、本学における情報公開制度の実施に関し必要な事項は、<u>委員会の議を経て担当理事が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">京都大学における個人情報の保護に関する規程 (平成17年達示第1号)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)に基づき、国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)における個人情報の取扱いその他個人情報の保護に関し必要な事項を定める。 (中 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 個人情報保護の管理体制 (総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、保有個人情報の適正な管理を行うため、総括保護管理者を置き、法務担当の理事をもって充てる。</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。 (中 略) (開示請求書の補正)</p> <p>第21条 前条により提出された開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示窓口(診療情報開示窓口を含む。第23条を除き、以下同じ。)において、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、開示請求者に対し、必要に応じて補正の参考となる情報を提供するものとする。 (中 略) (開示等の決定)</p> <p>第25条 総括保護管理者は、第21条の規定による補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に、法第14条から第17条までに定める保有個人情報の開示、不開示又は拒否の決定(以下「開示決定等」という。)を行うものとする。</p> <p>2 <u>総括保護管理者は、開示決定等を行うに際しては、必要に応じて、京都大学情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めるものとする。</u></p>	<p>2 担当理事は、異議申立てに対する決定をしたときは、所定の様式により、異議申立人等に通知するものとする。 (移送された事案の取扱い)</p> <p>第24条 (同 左) (雑則)</p> <p>第25条 この規程に定めるもののほか、本学における情報公開制度の実施に関し必要な事項は、担当理事が定める。</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第2章 個人情報保護の管理体制 (総括保護管理者)</p> <p>第3条 } 2 } (同 左)</p> <p>(開示請求書の補正)</p> <p>第21条 (同 左)</p> <p>(開示等の決定)</p> <p>第25条 総括保護管理者は、第21条の規定による補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に、法第14条から第17条までに定める保有個人情報の開示、不開示又は拒否の決定(以下「開示決定等」という。)を行うものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(権限及び事務の専決)</p> <p>第 3 1 条の 2 総括保護管理者は、診療情報開示窓口における開示請求に係る<u>第 2 5 条第 1 項及び第 2 6 条</u>から第 3 0 条までに規定する権限及び事務について病院の保護管理者に専決させる。</p> <p>第 2 節 訂正 (訂正請求)</p> <p>第 3 2 条 (略) (訂正請求書の補正等に係る準用)</p> <p>第 3 3 条 第 2 1 条から第 2 3 条まで及び第 3 1 条の 2 の規定は、訂正請求書の補正、訂正請求者への訂正請求書の写しの交付、保護管理者への訂正請求書の写しの送付及び訂正請求に係る権限及び事務の専決について準用する。この場合において、第 2 1 条から第 2 3 条までの規定中「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、第 3 1 条の 2 中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「<u>第 2 5 条第 1 項及び第 2 6 条</u>から第 3 0 条まで」とあるのは「<u>第 3 5 条第 1 項及び第 3 6 条</u>から第 3 8 条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(保有個人情報の訂正)</p> <p>第 3 4 条 (略) (訂正等の決定)</p> <p>第 3 5 条 総括保護管理者は、前条の提出又は報告に基づき、第 3 3 条において準用する第 2 1 条の規定による補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から 3 0 日以内に、保有個人情報の訂正又は訂正をしない旨の決定を行うものとする。</p> <p><u>2 総括保護管理者は、前項の決定を行うに際しては、必要に応じて、委員会に意見を求めるものとする。</u></p> <p>(訂正等の決定通知)</p> <p>第 3 6 条 総括保護管理者は、<u>前条第 1 項</u>の決定を行ったときは、訂正請求者に対し、所定の様式により通知しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(利用停止請求書の補正等に係る準用)</p> <p>第 4 0 条 第 2 1 条から第 2 3 条まで及び第 3 1 条の 2 の規定は、利用停止請求書の補正、利用停止請求者への利用停止請求書の写しの交付、保護管理者への利用停止請求書の写しの送付及び利用停止請求に係る権限及び事務の専決について準用する。この場合において、第 2 1 条から第 2 3 条までの規定中「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、第 3 1 条の 2 中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「<u>第 2 5 条第 1 項及び第 2 6 条</u>から第 3 0 条まで」とあるのは「<u>第 4 2 条</u></p>	<p>(権限及び事務の専決)</p> <p>第 3 1 条の 2 総括保護管理者は、診療情報開示窓口における開示請求に係る<u>第 2 5 条</u>から第 3 0 条までに規定する権限及び事務について病院の保護管理者に専決させる。</p> <p>第 2 節 訂正 (訂正請求)</p> <p>第 3 2 条 (同 左) (訂正請求書の補正等に係る準用)</p> <p>第 3 3 条 第 2 1 条から第 2 3 条まで及び第 3 1 条の 2 の規定は、訂正請求書の補正、訂正請求者への訂正請求書の写しの交付、保護管理者への訂正請求書の写しの送付及び訂正請求に係る権限及び事務の専決について準用する。この場合において、第 2 1 条から第 2 3 条までの規定中「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、第 3 1 条の 2 中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「<u>第 2 5 条</u>から第 3 0 条まで」とあるのは「<u>第 3 5 条</u>から第 3 8 条まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(保有個人情報の訂正)</p> <p>第 3 4 条 (同 左) (訂正等の決定)</p> <p>第 3 5 条 総括保護管理者は、前条の提出又は報告に基づき、第 3 3 条において準用する第 2 1 条の規定による補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から 3 0 日以内に、保有個人情報の訂正又は訂正をしない旨の決定を行うものとする。</p> <p>(訂正等の決定通知)</p> <p>第 3 6 条 総括保護管理者は、<u>前条</u>の決定を行ったときは、訂正請求者に対し、所定の様式により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止請求書の補正等に係る準用)</p> <p>第 4 0 条 第 2 1 条から第 2 3 条まで及び第 3 1 条の 2 の規定は、利用停止請求書の補正、利用停止請求者への利用停止請求書の写しの交付、保護管理者への利用停止請求書の写しの送付及び利用停止請求に係る権限及び事務の専決について準用する。この場合において、第 2 1 条から第 2 3 条までの規定中「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、第 3 1 条の 2 中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「<u>第 2 5 条</u>から第 3 0 条まで」とあるのは「<u>第 4 2 条</u>から第 4 4 条まで」</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第1項、第43条及び第44条」と読み替えるものとする。</p> <p>(保有個人情報の利用停止)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>(利用停止等の決定)</p> <p>第42条 総括保護管理者は、前条の報告に基づき、第40条において準用する第21条の規定による補正に要した日数を除き、利用停止請求があった日から30日以内に、保有個人情報の利用停止又は利用停止をしない旨の決定を行うものとする。</p> <p><u>2 総括保護管理者は、前項の決定を行うに際しては、必要に応じて、委員会に意見を求めるものとする。</u></p> <p>(利用停止等の決定通知)</p> <p>第43条 総括保護管理者は、<u>前条第1項</u>の決定を行ったときは、利用停止請求者に対し、所定の様式により通知しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第4節 異議申立て (異議申立てに対する措置)</p> <p>第45条 総括保護管理者は、<u>法第42条第1項の規定による異議申立てが行われたときは、委員会に意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 総括保護管理者は、<u>法第42条第2項</u>の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、異議申立人その他法第43条各号に掲げる者(次項において「異議申立人等」という。)に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> 総括保護管理者は、異議申立てに対する決定をしたときは、所定の様式により、異議申立人等に通知するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(その他)</p> <p>第48条 この規程に定めるもののほか、本学における個人情報の保護に関し必要な事項は、<u>委員会の議を経て総括保護管理者が定める。</u></p>	<p>と読み替えるものとする。</p> <p>(保有個人情報の利用停止)</p> <p>第41条 (同 左)</p> <p>(利用停止等の決定)</p> <p>第42条 総括保護管理者は、前条の報告に基づき、第40条において準用する第21条の規定による補正に要した日数を除き、利用停止請求があった日から30日以内に、保有個人情報の利用停止又は利用停止をしない旨の決定を行うものとする。</p> <p>(利用停止等の決定通知)</p> <p>第43条 総括保護管理者は、<u>前条</u>の決定を行ったときは、利用停止請求者に対し、所定の様式により通知しなければならない。</p> <p>第4節 異議申立て (異議申立てに対する措置)</p> <p>第45条 総括保護管理者は、<u>法第42条第1項の規定による異議申立てが行われ、同条第2項</u>の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、異議申立人その他法第43条各号に掲げる者(次項において「異議申立人等」という。)に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p><u>2</u> (同 左)</p> <p>(その他)</p> <p>第48条 この規程に定めるもののほか、本学における個人情報の保護に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>